



平成23年 4月15日

各 位

会社名 メルクス株式会社
代表者名 取締役社長 榎 田 了
(コード番号：7934 東証第2部)
問合せ先 執行役員管理本部長 内 海 潔
(TEL. 0265-22-2910)

当社株式が上場廃止となった場合の対応について

当社株式は、平成22年7月に東京証券取引所の上場廃止基準で定められた時価総額6億円未満となったため、上場廃止の猶予期間銘柄となり、当社は平成22年10月29日に東京証券取引所に対して、事業の現状、今後の展開、事業計画の改善等を記載した書面（有価証券上場規程第601条第1項第4号aに定める書面）を提出いたしました。これにより平成23年4月末日までのいずれかの月において、月間平均上場時価総額および月末上場時価総額が6億円以上となったときは上場廃止基準に該当しないこととなっております。

しかし、平成23年3月までのいずれの月においても、月間平均上場時価総額および月末時価総額は6億円以上にはなりません。また、株式相場全体が地震の影響を強く受けるなかで、当社株式の平成23年4月の平均上場時価総額も低位な水準で推移しております。仮に、平成23年4月28日時点での月間平均上場時価総額および月末時価総額が6億円以上とならなかった場合、東京証券取引所により平成23年4月28日に当社株式の上場廃止の決定が行われ、平成23年4月29日から平成23年5月28日まで整理銘柄に割り当てられ、平成23年5月29日に上場廃止となる見込みです。

つきましては、仮に、上場廃止基準に該当したことにより当社株式が上場廃止となった場合、当社株主の皆様に対してお掛けするご不便等を極力抑さえ、株主・投資家の皆様に上場廃止後も当社株式の売買の機会をご提供することを目的として、日本証券業協会のフェニックス銘柄制度への登録を行いフェニックス銘柄として取扱われるよう、みどり証券株式会社を取扱証券会社として、同社に銘柄指定に必要な審査および日本証券業協会への銘柄指定届出の実施を依頼することを、会社法第370条の規定に基づき、取締役全員の同意により書面決議し、監査役全員からも同意を得ましたのでお知らせいたします。

なお、フェニックス銘柄制度への登録の届出が日本証券業協会に対してなされ、承認されました場合は、平成23年4月28日に当社株式の上場廃止の決定に続く、整理銘柄の指定期間が1ヶ月延長され、平成23年4月29日から平成23年6月28日までとなります。さらに、平成23年6月29日の東京証券取引所における上場廃止と同日付でフェニックス銘柄として売買が開始されます。

本件は一定の条件の下で想定されるものであり、以下の①～③のような条件の変化があった場合には、スケジュールなどが変更となる可能性があります。

①上場廃止基準に該当しない場合

当社株式が、平成23年4月末までに東京証券取引所が定める上場廃止基準に該当しないこととなった場合には、引き続き東京証券取引所での上場が維持されます。

②フェニックス銘柄指定届出の手續に遅延が生じた場合

取扱証券会社による審査の状況等により、日本証券業協会に対してフェニックス銘柄指定の届出が遅延した場合には、当社株式の売買ができない期間が生じる可能性があります。

③取扱証券会社がフェニックス銘柄指定届出を実施しない場合

取扱証券会社による審査の結果により、取扱証券会社が日本証券業協会に対してフェニックス銘柄として指定の届出を実施しない場合には、平成23年5月29日以降は証券市場を通じた当社株式の売買が出来なくなる恐れがあります。

(ご参考1) フェニックス銘柄制度について

フェニックス銘柄制度とは、日本証券業協会が上場廃止銘柄を保有する投資家に対して、その売買の場を提供できる仕組みとして平成20年3月31日からスタートさせた制度で、上場廃止銘柄の換金機会の提供と同時に上場廃止企業の再チャレンジの機会付与の二つの側面をもち、上場廃止後も証券保管振替機構を利用した流通市場として活用されています。

(ご参考2) 上場廃止が決定した場合の想定スケジュール (フェニックス銘柄としての指定を受けた場合)

| | |
|---------------|--|
| 平成23年4月28日(木) | 上場廃止の決定(上場廃止基準に該当した場合) |
| 平成23年5月2日(月) | 取扱証券会社による日本証券業協会に対するフェニックス銘柄指定の届出 |
| 同日(予定) | 日本証券業協会の承認を受けて東京証券取引所より上場廃止日の変更(整理銘柄指定期間の1ヶ月の延長) |
| 平成23年6月28日(火) | 東京証券取引所での売買最終日 |
| 平成23年6月29日(水) | 上場廃止日 フェニックス銘柄として売買開始 |

以 上